

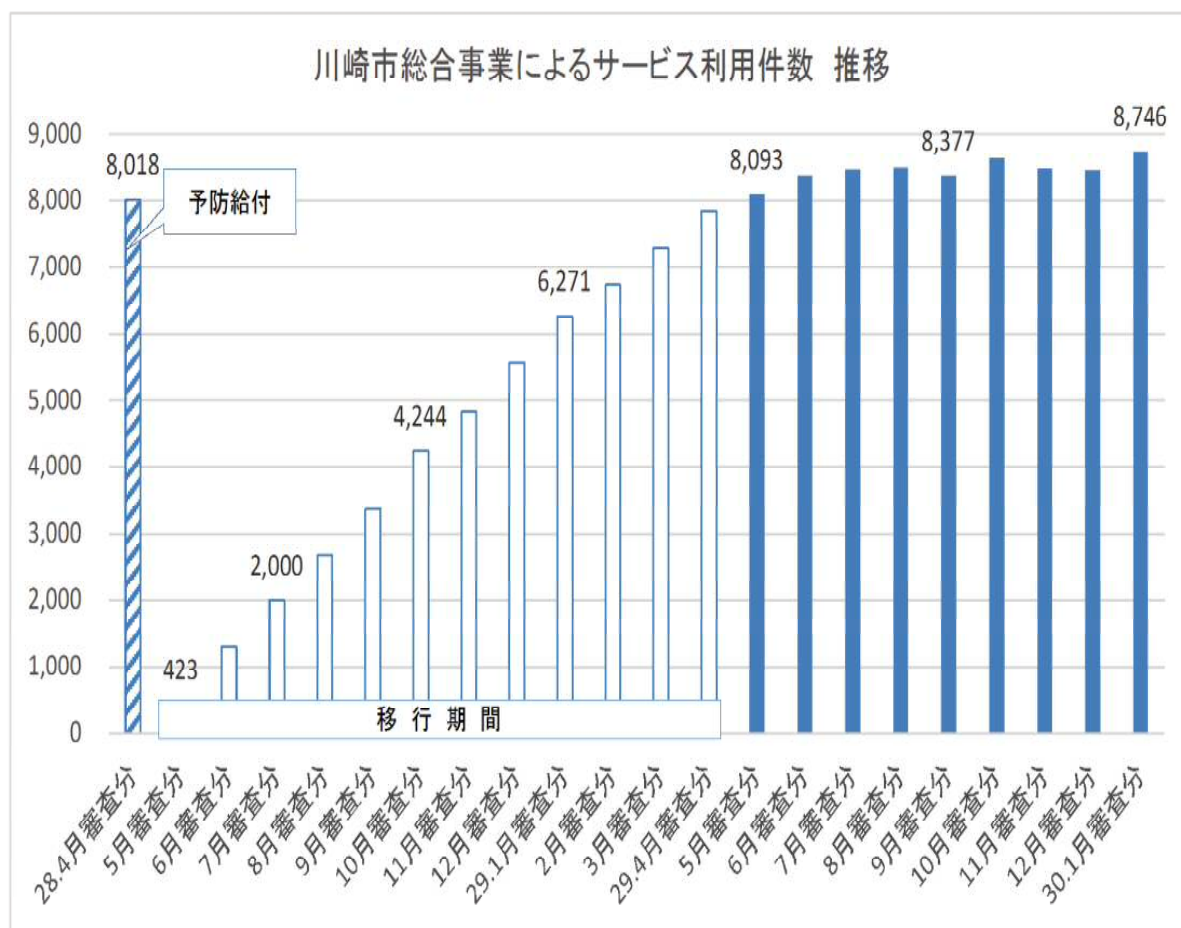
4 川崎市 介護予防・日常生活支援総合事業について

I これまでの取組み

- 1 平成 28 年 4 月の本市総合事業開始により平成 28 年度の予防給付から総合事業への移行期間が終了し、平成 29 年度から全ての要支援者の方が、訪問介護・通所介護が本市総合事業の訪問型サービス・通所型サービスとして利用されています。

また、本市では、事業開始にともない訪問型サービスについては、新たに要支援者等の生活援助に特化した訪問介護事業所の従事者「かわさき暮らしサポーター」養成研修の開始、通所型サービスについては、本市独自の「介護予防短時間通所サービス」の事業者指定を開始しサービス提供が行われています。

(1) 川崎市総合事業によるサービス利用件数



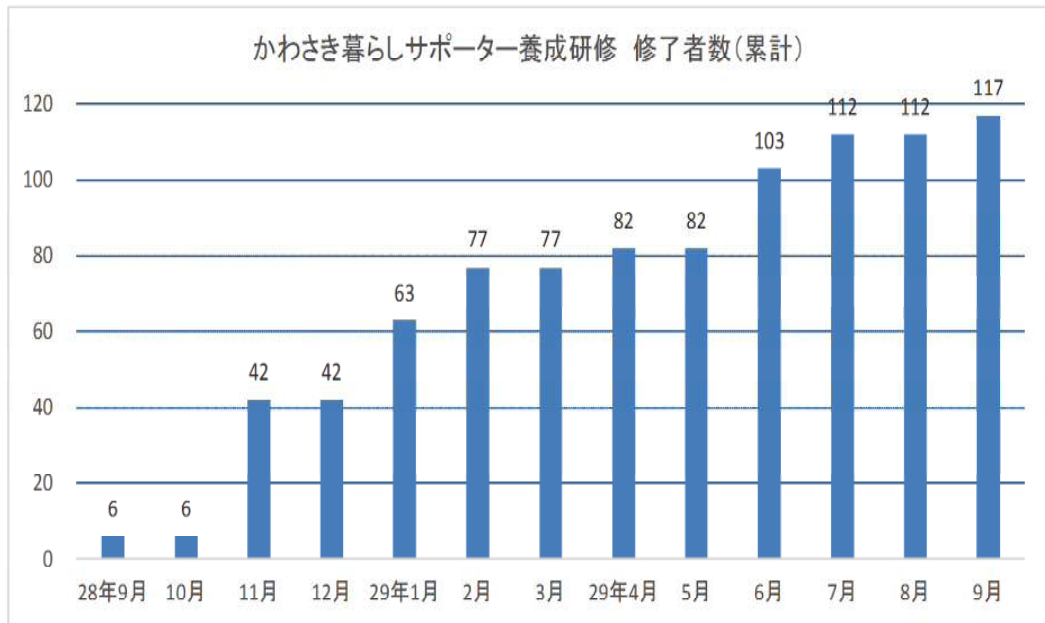
(2) かわさき暮らしサポーター関係

ア かわさき暮らしサポーター養成研修 指定研修実施法人数

平成28年9月 2法人

⇒ 平成30年4月 9法人（見込）

イ かわさき暮らしサポーター養成研修 修了者数



(かわさき暮らしサポーター養成研修 リーフレット)

暮らしサポリーフレットは、
図書館
ハローワーク
市民館などで配布するほか、
「介護予防いきいきフェア」等の
イベントでも配布しています。

また、市政だよりも適宜研修の
ご案内を掲載しています。

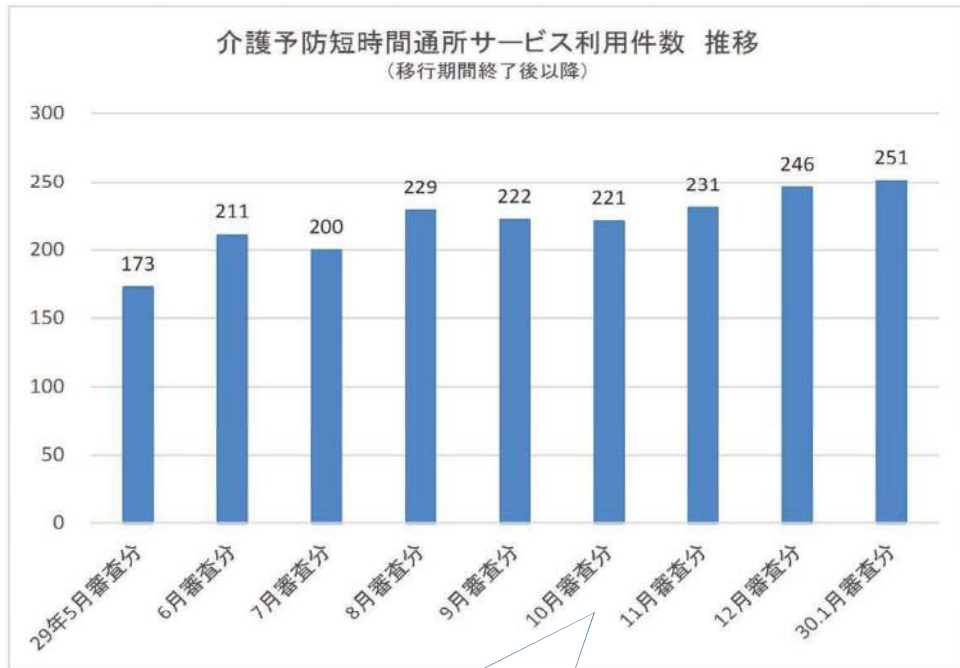
(3) 介護予防短時間通所サービス関係

ア 介護予防短時間通所サービス 指定事業者数

平成 28 年 4 月 2 事業所

⇒ 平成 30 年 4 月 8 事業所 (見込)

イ 介護予防短時間通所サービス利用件数



29年10月から
独自リーフレット配布開始

(川崎市介護予防短時間通所サービス リーフレット)



介護予防短時間通所サービスのリーフレットは、
要支援認定を受けた方や「事業対象者」の判定が行われた方に配布しております。

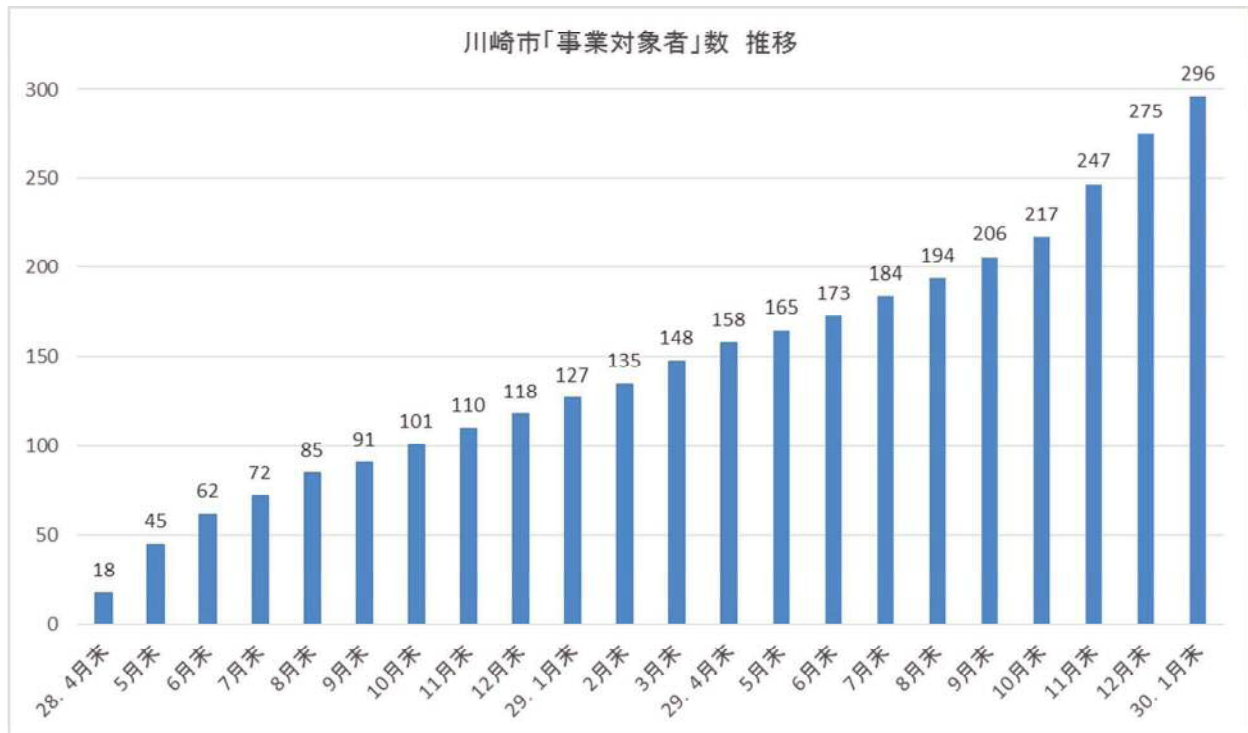
2 総合事業によるサービスでは、要支援認定を受けている方のほか、地域包括支援センターで実施する基本チェックリストによりサービスを利用する必要があると判定された方の区分である「事業対象者」が新設され、この判定がなされた方は、総合事業によるサービスのみの利用が可能となっています。

(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号)

(1) 「事業対象者」の介護保険被保険者証の例

(一) 介護保険被保険者証 番号: ○○○○○○○○○○ 〒○○○-○○○ 住所: ○○高○○市○○○ ○-○ アリダテ: ○○○ ○○○ 氏名: ○○ ○○ 生年月日: ○○年 ○月 ○日 性別: ○ 交付年月日: 平成 ○○年 ○月 ○日 保険者番号並びに保険者の名称及び印: []		(二) 事業対象者 認定年月日: 平成 27年 8月 7日 事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日) 認定の有効期間: 平成 年 月 日～平成 年 月 日 居宅サービス等: 区分支給限度基準額 平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり サービスの種類: [] 施設支給限度基準額: [] 認定委員会 の意見及び サービスの 種類の指定	(三) 給付制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称: ○○地域包括支援センター 届出年月日 平成 27年 8月 10日 届出年月日 平成 年 月 日 届出年月日 平成 年 月 日 介護保険給付 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所等年月日 平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退所等年月日 平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入所等年月日 平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退所等年月日 平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	期間	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		種類	内容	入所等年月日 平成 年 月 日		退所等年月日 平成 年 月 日		入所等年月日 平成 年 月 日		退所等年月日 平成 年 月 日	
内容	期間																				
開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日																					
開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日																					
開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日																					
種類	内容																				
入所等年月日 平成 年 月 日																					
退所等年月日 平成 年 月 日																					
入所等年月日 平成 年 月 日																					
退所等年月日 平成 年 月 日																					

(2) 本市「事業対象者」数



Ⅱ 平成30年4月以降の川崎市総合事業のサービスについて

- 1 平成29年12月15日付「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）（案）における川崎市介護予防・日常生活支援総合事業について」等でお伝えしているとおり、第7期かわさきいきいき長寿プラン（平成30年度～32年度）（案）における本市総合事業のサービスにつきましては、平成29年度と同様のサービス類型にもとづき継続して実施する予定としております。

また、サービス単位等については、平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直しとして、平成30年2月9日付厚生労働省老健局事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について」が発出され、単価改正が平成30年10月1日に予定されています。

- (1) 第7期かわさきいきいき長寿プラン（平成30年度～32年度）（案）における本市総合事業のサービス（平成29年12月1日公表版）

① 介護予防訪問サービス（訪問型サービス）

対象者	要支援1～2・事業対象者					
サービス内容	介護事業所のホームヘルパーや「かわさき暮らしサポーター」が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。					
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。					
実績・計画	第6期			第7期		
	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
	—	20,366件	46,583件	事業継続	→	
平成28年度は実績値、平成29年度は見込みです。						

② 介護予防通所サービス（通所型サービス）

対象者	要支援1～2・事業対象者					
サービス内容	デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。					
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。					
実績・計画	第6期			第7期		
	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
	—	22,635件	52,705件	事業継続	→	
平成28年度は実績値、平成29年度は見込みです。						

② 介護予防短時間通所サービス（通所型サービス）

対象者	要支援1～2・事業対象者					
サービス内容	デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短い時間で行います。					
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。					
実績・計画	第6期			第7期		
	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
	—	1,713件	3,048件	事業継続	→	

平成28年度は実績値、平成29年度は見込みです。

③ 介護予防ケアマネジメント

対象者	要支援1～2・事業対象者					
サービス内容	介護予防・生活支援サービス事業等を利用する際に、地域包括支援センター等が介護予防ケアプランの作成及び各サービス事業所と連絡・調整等を行います。					
利用者負担	利用者の方の負担はありません。					
実績・計画	第6期			第7期		
	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
	—	25,981件	57,002件	事業継続	→	

平成28年度は実績値、平成29年度は見込みです。

(2) 平成 30 年 2 月 9 日付厚生労働省老健局事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について」（以下、国通知）

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 9 日

各 都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとしています。

今般、介護給付における訪問介護及び通所介護並びに予防給付における介護予防支援の介護報酬改定を踏まえ、平成 30 年度以降の総合事業の単価について、加算を創設するなど、改正することとしました。

市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定することとなりますが、市町村における検討・準備のための期間を考慮し、単価改正は、平成 30 年 10 月 1 日施行を予定しています。ただし、地域区分については、職員の人件費を直接勘案しているものであることに鑑み、平成 30 年 4 月 1 日施行とする予定です。

具体的な内容については、別添資料をご参照の上、必要な対応を進めていただくよう、貴管内市町村への周知等をお願いします。

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係
TEL : 03-5253-1111 (内線 3982、3986)
FAX : 03-3503-7894

2 本市においては、訪問型サービス、通所型サービスについて、本市総合事業におけるこれまでの取組や国の単価改正や新たな加算創設等を踏まえ次のとおり実施する予定です。

(1) 介護予防訪問サービス（訪問型サービス）

① 本市平成 30 年 4 月施行（予定）


ア サービス提供責任者の役割の明確化（国通知）

- サービス提供責任者の役割について以下の見直しを行う。
- ア 介護予防訪問サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
- イ 介護予防訪問サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

② 本市平成 30 年 10 月施行（予定）

ア 生活機能向上連携加算の見直し（国通知）

- 介護予防訪問サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算（Ⅱ））。
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
- ・外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で個別サービス計画を作成すること
 - ・当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用を定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算（Ⅰ）※新設）。

< 現行 >		< 改定後 >
生活機能向上連携加算 100 単位/月		生活機能向上連携加算（Ⅰ）100 単位/月 （新設） 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200 単位/月

イ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬（国通知）

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について、建物の範囲等を見直す。

<現行>

減算等の 内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（ <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u> ）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

<改定後>

算定要件
①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ※15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については、総合事業への適用は行わない。



ウ 生活援助の担い手の拡大（国通知・かわさき暮らしサポーター関係）

○訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、本市総合事業の介護予防訪問サービス（生活援助特化型）においても従事することを可能とする。

○研修機関のヒアリング等、意見を踏まえ、かわさき暮らしサポーター養成研修カリキュラム等の見直しを行い、生活援助に従事する者に必要な知識等のさらなる向上を図る。

○かわさき暮らしサポーター養成研修実施機関数の増加やカリキュラム等の見直しに伴う訪問介護事業所における同行訪問やOJT等、人材養成について報酬による評価を行う。

（かわさき暮らしサポーター養成研修カリキュラム改定案）

「⇒」は改定後の内容を示す。

領域	項目	講義の項目	内容	履修 時間数
講義	1	高齢者を支える保健福祉施策	介護保険制度の動向と介護保険外のサービスについて	60分 ⇒40分
	2	サービス提供の基本的視点	秘密保持と人権の尊重、基本的態度、自立に向けた支援	30分
	3	介護（ホームヘルプサービス）概論	生活援助の理解	20分 ⇒60分
	4	認知症の理解 ⇒ <u>認知症等高齢者の特徴と対応</u>	認知症への理解 ⇒ <u>認知症への理解と高齢者がかかりやすい病気と特徴</u>	60分 ⇒80分

実 技 演 習	5	利用者の理解とコミュニケーション	対人援助の技術と実技 (⇒一部について同行訪問による演習に)	90分 ⇒60分
	6	介護技術入門	緊急時の対応方法	30分

同行訪問	<u>2回以上</u> ⇒2回以上かつ合計90分以上
○J T研修※新設	<u>60分程度</u>

かわさき暮らしサポーター養成研修<改定のポイント>

- 「生活援助の理解」「認知症等高齢者の特徴と対応」について履修時間を拡充
- 同行訪問や○J Tといった、より現場経験についての研修に重点化
- 介護保険制度の動向等は、研修機関の負担軽減のため、本市制作DVDによる受講を可能に
- 改定カリキュラムに対応した本市制作の標準テキストを作成予定（平成30年6月頃予定）

(かわさき暮らしサポーター養成に対する加算の創設)

かわさき暮らしサポーター（以下暮らサポ）養成研修を実施している事業者で、暮らサポがサービス提供を行った場合、所定単位数を初回加算に加えて本市独自の「生活援助人材養成加算」の算定を可能とする（予定）。

<新設>

(仮称)生活援助人材養成加算 ○○○単位※

※単位数は平成30年10月施行予定の「国が定める単価」の状況を踏まえ設定します。

エ その他の予定事項

ア 同一週において、有資格者によるサービスと暮らサポ研修修了者によるサービスをともに提供した場合の報酬区分（併用利用する場合の報酬区分）の創設（予定）

イ 「(仮称)生活援助人材養成加算」や「同一週における併用利用した場合の報酬区分」の対応のほか、これまでの実績等から算定方法の簡素化を図るため、平成30年10月施行予定の「国が定める単価」に併せて、サービス種別コードの変更を予定

<厚生労働省事務連絡（介護保険事務処理システム変更に係る参考資料から抜粋）>

種類	種類名	内容	種類	種類名	内容
A 2	訪問型サービス (独自)	市町村が単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする	A 3	訪問型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率（本市では保険給付に準じます）

(2) 介護予防通所サービス（通所型サービス）

① 本市平成 30 年 4 月施行（予定）

ア 機能訓練指導員の確保の推進（国通知）

○機能訓練指導員の確保を推進し、利用者の心身の機能の維持を推進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。

一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

イ 設備に係る共有の明確化（国通知）

○通所型サービスと訪問型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、

- ・基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
- ・基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能

であることを明確にする。その際、併設サービスが訪問型サービスである場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。

② 本市平成 30 年 10 月施行（予定）

ア 生活機能向上連携加算の創設（国通知）

○外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い個別機能訓練計画等を作成することを評価する。

<新設>

生活機能向上連携加算 200 単位/月


※運動器機能向上加算を算定している場合は 100 単位/月

※本市では平成 30 年 10 月までに、介護予防通所サービス実施事業者が介護給付における通所介護及び地域密着型通所介護について当該加算の届出があった場合は、介護予防通所サービスの加算届出があったものをみなす規定を設ける予定です。

イ 栄養改善の取組の推進（国通知）

○栄養改善加算について、管理栄養士 1 名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所、医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を 1 名以上確保していること。


< 現行 >
栄養改善加算 150 単位/月



< 改定後 >
変更なし

○管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中 6 か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

< 現行 >
なし



< 改定後 >
栄養スクリーニング加算 5 単位/回（新設）
※ 6 月に 1 回を限度とする。

(3) 介護予防短時間通所サービス（通所型サービス）

① 本市平成 30 年 4 月施行（予定）

介護予防通所サービスと同様となります。

② 本市平成 30 年 10 月施行（予定）

介護予防通所サービスと同様とすることを前提とし、単位数については平成 30 年 10 月施行予定の「国が定める単価」の状況を踏まえ設定します。

※上記のほか、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しに伴う 3 割負担に対応したサービスコードの設定を行う予定です。

(4) 訪問型・通所型サービス共通事項

① 様式第二の三「介護予防・日常生活支援総合事業費明細書」の項目追加（国通知）

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」（平成 12 年 3 月 7 日厚生省令第 20 号）の様式第二の三「介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）」について、社会福祉法人等による軽減欄を追加する改正を行い、各処理のシステム改善を行う。

(様式第二の三…変更案)

様式第二の三 (附則第二条関係)															変更(案)					
介護予防・日常生活支援総合事業費明細書																				
(訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)																				
公費負担者番号												平成		年		月		分		
公費受給者番号												保険者番号								
被保険者	被保険者番号												事業所番号							
	(75が付)												事業所名称							
	氏名												〒							
	生年月日						1.明治 2.大正 3.昭和		性別		1.男 2.女		所在地							
	要支援						事業対象者・要支援1・要支援2						連絡先							
法地区分等												電話番号								
認定有効期間						平成		年		月		日		から						
平成						年		月		日		まで								
介護予防サービス計画			3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成																	
事業所番号									事業所名称											
開始年月日			平成		年		月		日		中止年月日		平成		年		月		日	
事業費別添欄	サービス内容		サービスコード		単位数		日数		サービス単位数		公費対象単位数		公費対象単位数		給付率		備考			
事業費別添欄	サービス内容		サービスコード		単位数		日数		サービス単位数		公費対象単位数		給付率		備考					
請求集計欄	①サービス種別コード/品名別																			
	②サービス実日数				日				日				日							
	③計画単位数																			
	④限度額管理対象単位数																			
	⑤限度額管理対象外単位数																			
	⑥給付単位数(④⑤のうち少ない数) - 正												給付率(100)							
	⑦公費分単位数												事業							
													公費							
	⑧単位数単価				円/単位				円/単位				円/単位 合計							
	⑨事業費費率																			
⑩利用者負担額																				
⑪公費請求額																				
⑫その他																				
社会福祉法人等による軽減額	軽減率				適用すべき利用者の負担の総額(円)				軽減額(円)				軽減後利用者の負担額(円)				備考			
枚中 枚目																				

② 保険給付の見直しに伴う総合事業の変更点※

次については、保険給付の見直し同様、総合事業においても変更が行われる予定です。

- ア 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し
- イ 高額介護予防サービス費相当事業の見直し
- ウ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業の見直し

※国や国保連合会のシステム改修の状況等により変更となる場合があります。

③ 介護職員処遇改善加算の見直し※（国通知）

○介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

○その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

※単位数は平成30年10月施行予定の「国が定める単価」の状況を踏まえ設定します。

Ⅲ 本市の介護予防ケアマネジメントについて

1 これまでの取組

本市では、超高齢社会の進展による認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、公的な医療や介護サービスの提供範囲を超えた日常生活支援等を必要とする高齢者が増加することを見据え、高齢者、家族やケアマネジャー（介護支援専門員）等が生活支援等に資するサービスの情報にアクセスしやすい環境づくりの一環として市内に存在する民間サービス等の情報を専用のウェブサイトに掲載し、公表する「川崎市生活支援サービス等の情報の公表」を平成 29 年 6 月から開始いたしました。この公表の開始にともない、さらに本市では、独自の取組「インフォーマル加算（介護予防ケアマネジメントC）」を平成 29 年 11 月提供分から開始しています。

(1) 「川崎市生活支援サービス等の情報の公表」関係

ア 掲載企業（店舗）等の数

平成 30 年 1 月時点：250 件※

※本市が実施する「いいい元気広場事業」含む

(川崎市生活支援サービス等の情報の公表 リーフレット)

リーフレットは各区役所や介護事業者向け集団指導講習会で配布しています。

2 平成 30 年 4 月提供分以降の介護予防ケアマネジメントについて

本市においては、事業開始前の平成 27 年 10 月 30 日に実施した川崎市指定介護保険事業者集団指導講習会における「新しい総合事業」の説明会や、平成 29 年 12 月 15 日付「第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）（案）」における川崎市介護予防・日常生活支援総合事業について」等でお伝えしているとおり、平成 30 年 4 月以降から、これまでのマネジメントに加え、新たにサービス担当者会議の開催を緩和した「介護予防ケアマネジメント B」の開始を予定しています。

(1) 本市の「介護予防ケアマネジメント B」について

ア 川崎市介護予防ケアマネジメント事務の手引き【抜粋版】

第 3 章 川崎市の介護予防ケアマネジメント類型等について

第 3 章

川崎市の介護予防ケアマネジメント類型等について

1. 実施主体

- ① 利用者本人が居住する地域を管轄する地域包括支援センター
- ② 指定居宅介護支援事業所（地域包括支援センターからの委託による）※
※ 従来介護予防支援と同様に、業務の一部を地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所へ委託ができます。

2. 類型

川崎市では次の 2 類型を実施します。

- ① **介護予防ケアマネジメント A**
介護予防訪問サービス（A2）
介護予防通所サービス（A6）
（介護予防短時間通所サービス（A7））
★ 予防給付における介護予防支援と同様のプロセスを実施します。
- ② **介護予防ケアマネジメント B**
介護予防短時間通所サービス（A7）
★ 予防給付における介護予防支援を一部簡略化したプロセスを実施します。※
※ただし、介護予防支援と同様のプロセスを実施する場合は介護予防ケアマネジメント A として取扱います。

《ポイント》 介護予防ケアマネジメント B の留意事項

- 介護予防短時間通所サービス（A7）のみを利用する場合で、サービス担当者会議を省略したケアマネジメントを実施した場合はいいます。

利用サービス	ケアマネジメント
介護予防訪問サービス (A2) + 介護予防短時間通所サービス (A7)	介護予防ケアマネジメントA
介護予防訪問サービス (A2) + 介護予防通所サービス (A6)	介護予防ケアマネジメントA
介護予防短時間通所サービス (A7)	介護予防ケアマネジメントA
介護予防短時間通所サービス (A7)	介護予防ケアマネジメントB

3. 介護予防ケアマネジメントの加算

- 初回加算
- 介護予防小規模多機能型居宅介護連携加算
- インフォーマル加算（介護予防ケアマネジメントC）

4. 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の違いについて

- 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）は、総合事業の新たな事業で、総合事業サービスののみを利用する要支援者及び事業対象者に、適切にサービスを提供するためのケアマネジメントです。
- 介護予防支援は、予防給付のみ、または予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を組み合わせる要支援者のケアマネジメントです。

種類	要支援者 (給付のみ)	要支援者 (給付+事業)	要支援者 (事業のみ)	事業対象者
介護予防ケアマネジメント (総合事業)	×	×	○	○
介護予防支援 (給付)	○	○	×	×

《ポイント》

- 利用するサービスが、「給付」または「給付+総合事業」
⇒ 介護予防支援（給付）
- 利用するサービスが、「総合事業サービス」のみ
⇒ 介護予防ケアマネジメント（事業）

第4章 介護予防ケアマネジメントのプロセス

第4章

介護予防ケアマネジメントのプロセス

1. 介護予防ケアマネジメントAの流れ

ア アセスメント（課題分析）

利用者宅を訪問し、利用者及び家族との面談により実施する。

イ ケアプラン原案作成

利用者の状況に応じて利用するサービスの選択を支援する。

ウ サービス担当者会議の開催

利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、サービス提供者（保険外サービス等を除く[※]）から専門的な見地から意見を求める。

エ 利用者への説明・同意

オ ケアプラン確定・交付（利用者、サービス提供者）

利用者へ交付すると共に、サービス提供者（保険外サービス等を除く[※]）にも交付する。

カ サービス利用開始

各サービス提供者よりサービスを実施。

キ モニタリング（給付管理）

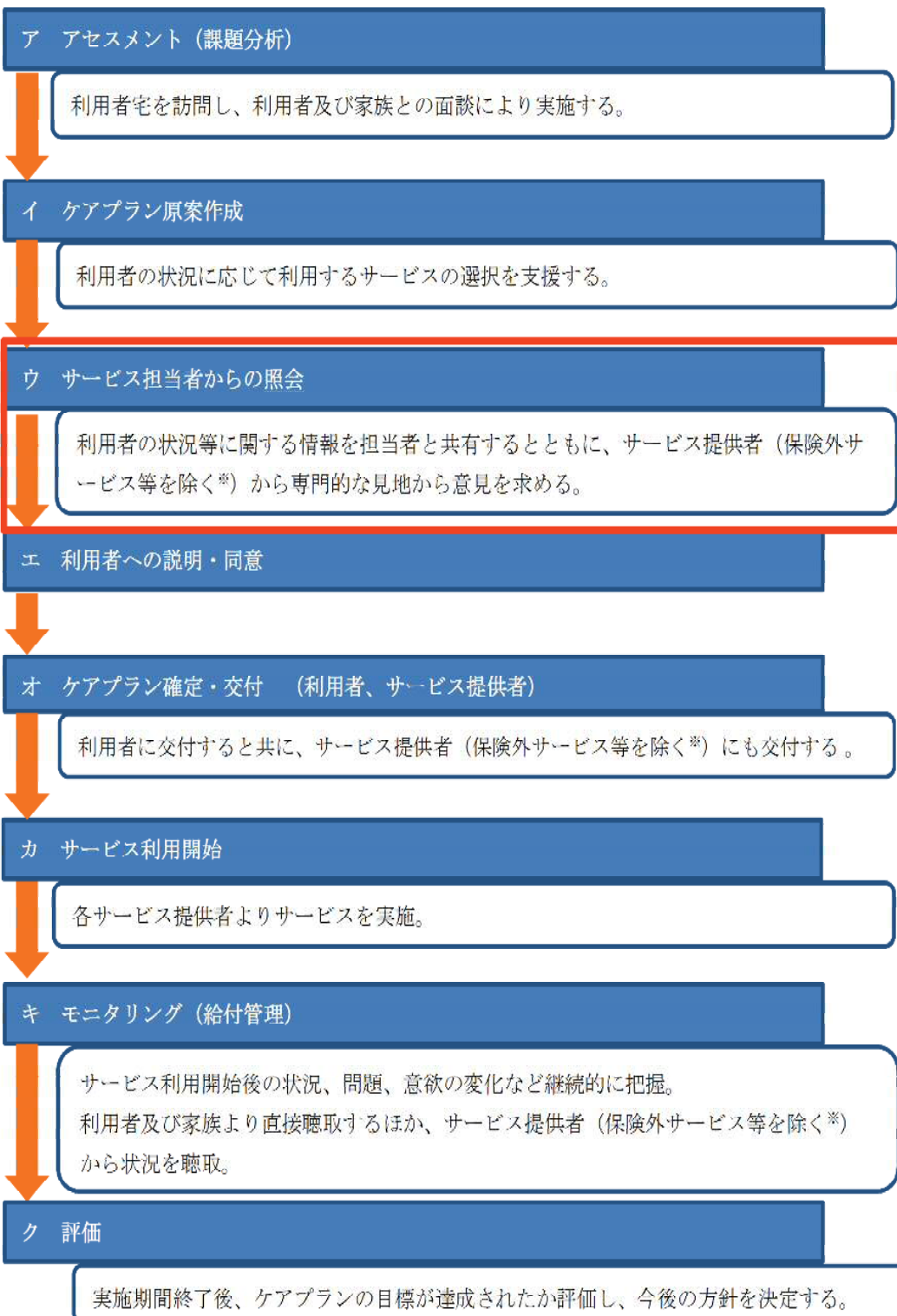
サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的に把握。
利用者及び家族より直接聴取するほか、サービス提供者（保険外サービス等を除く[※]）から状況を聴取。

ク 評価

実施期間終了後、ケアプランの目標が達成されたか評価し、今後の方針を決定する。

※サービス担当者会議・ケアプランの交付・モニタリングについて、保険外サービス等については介護保険法に基づく指定事業者ではないため、必ずしも行うものではありません。

2. 介護予防ケアマネジメントBの流れ



※サービス担当者会議・ケアプランの交付・モニタリングについて、保険外サービス等については介護保険法に基づき指定事業者ではないため、必ずしも行うものではありません。

3. 介護予防ケアマネジメント Q&A 抜粋

問1 介護予防ケアマネジメントAとBで使用する計画書の様式は同一のものでよいか。

貴見のとおり、様式は同一のものとなります。

問2 介護予防ケアマネジメントAと介護予防ケアマネジメントBの違いはなにか。

サービス担当者会議の開催の有無が異なる点です。

具体的には、介護予防ケアマネジメントAについては、やむを得ない理由がある場合を除きサービス担当者会議を開催することとなっており、介護予防ケアマネジメントBは照会等により意見を求めることによって、サービス担当者会議を開催する必要はありません。

なお、介護予防ケアマネジメントAと介護予防ケアマネジメントBの報酬単価は同一となります。

問3 介護予防短時間通所サービスの利用者でサービス担当者会議を開催した場合、請求は介護予防ケアマネジメントAと介護予防ケアマネジメントBどちらで行うのか。

サービス担当者会議を開催した場合は、介護予防ケアマネジメントAのサービスコードで請求を行っていただくこととなります。

また、サービス担当者会議の開催を予定していたが、やむを得ない理由により照会等により意見を求めた場合も同様に介護予防ケアマネジメントAのサービスコードでの請求となります。

5. 平成30年4月以降のケアプラン作成費

	予防給付	総合事業	
	介護予防支援	介護予防 ケアマネジメントA	介護予防 ケアマネジメントB
対象者	提供月に「限度額管理対象の 予防給付」の利用がある『要 支援者』	○提供月に「総合事業サー ビスのみ」を利用する『要支 援者』 ○『事業対象者』	○提供月に「 介護予防短時 間通所サービス 」のみを 利用する『要支援者』 ○『事業対象者』
対象サービ ス種別	○予防給付のみ ○予防給付＋総合事業	総合事業 ・介護予防訪問サービス（A2） ・介護予防通所サービス（A6）	総合事業 ・介護予防短時間通所サービス （A7）のみ
名称	介護予防支援費	介護予防 ケアマネジメント費	介護予防 ケアマネジメント費
種別 コード	46（介護予防支援）	AF（ <u>介護予防ケアマネジメ ント</u> ） 費用コード —（ <u>介護予防ケアマネジメン トA</u> ）—	AF（ <u>介護予防ケアマネジメ ント</u> ）
作成内容	従来と同様	従来と同様	従来と同様
提供者	地域包括支援センターまた は委託先居宅介護支援事業 所	地域包括支援センターまた は委託先居宅介護支援事業 所	地域包括支援センターまた は委託先居宅介護支援事業 所
基本報酬	430単位	430単位	430単位
加算	○初回加算：300単位 ○介護予防小規模多機能型居宅介 護連携加算：300単位	○初回加算：300単位 ○介護予防小規模多機能型居宅介 護連携加算：300単位 ○インフォーマル加算（介護予防 ケアマネジメントC）：300単位	○初回加算：300単位 ○介護予防小規模多機能型居宅介 護連携加算：300単位 ○インフォーマル加算（介護予防 ケアマネジメントC）：300単位
請求方法	国保連合会経由	<u>国保連合会経由</u> <u>川崎市経由※で国保連合会</u> <u>が審査支払</u> ※「 <u>介護予防ケアマネジメント費</u> <u>入カソフト</u> 」（国保連合会提供）を 使用します。	国保連合会経由

(2) 介護予防ケアマネジメント費の請求先の変更について

神奈川県国保連合会では、平成30年5月審査(平成30年4月サービス提供分)から、地域包括支援センターに配布している神奈川県独自インターフェースの介護予防ケアマネジメント費請求ソフトによる取扱いから、介護予防支援費(46)同様に、国保連合会標準システムに直接提出の請求支払に切替えが行われます。このことにより、地域包括支援センターにおける要支援者や事業対象者の介護予防ケアマネジメント費の請求方法が国保連合会に統一され事務負担軽減が図られることが見込まれます。

ア 請求方法について

平成30年2月26日開催「川崎市地域包括支援センター連絡会議」で配布した「平成30年4月提供分(5月審査分)以降の介護予防ケアマネジメント費の請求について」を参照ください。

または、川崎市ホームページ「介護予防ケアマネジメント費の請求関係」

URL <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000077317.html>

IV 今後のスケジュール

平成30年4月以降の本市総合事業におけるサービスに関する想定スケジュールを記載します。なお、「国が定める単価」等、国の動向により想定スケジュールが変更となる場合がありますので予めご了承ください。

(1) 平成30年4月以降の訪問型・通所型サービス（総合事業）

			H30.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
本市総合事業サービス等関連実施要綱等の改正			改正	4月施行予定分の改正				事業者向け周知	改正	10月施行予定分の改正	
サービスコード表・単位数マスタの公表								公表			
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	4月施行予定	ア	サービス提供責任者の役割の明確化							開始
		10月施行予定	ア	生活機能向上連携加算の見直し							開始
	イ		同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬								
	ウ		生活援助の担い手の拡大								
	エ	その他の予定事項									
通所型サービス	介護予防短時間通所サービス	4月施行予定	ア	機能訓練指導員の確保の推進							開始
		イ	設備に係る共有の明確化							※本市では介護給付における生活機能連携向上加算の届出があった場合は、通所型サービスの当該加算の届出があったものをみならず規定を設ける予定です。	
	10月施行予定	ア	生活機能向上連携加算の創設								開始
		イ	栄養改善の取組の推進								開始
共通	10月施行予定	ア	介護職員処遇改善加算の見直し								開始

(2) 平成30年4月以降の介護予防ケアマネジメント（総合事業）

			H30.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
本市総合事業介護予防ケアマネジメント関連等実施要綱等の改正			改正	ケアマネ費B反映の改正						
サービスコード表・単位数マスタの公表			公表	国保連請求用及びケアマネ費B対応						
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費請求先の変更			5月審査分から請求先が国保連へ変更※30年3月提供以前分は除く						
	介護予防ケアマネジメントBの実施			開始						

V 川崎市総合事業に関するお問い合わせ

- 川崎市総合事業に関するお問い合わせ先
川崎市介護予防・日常生活支援総合事業専用ナビダイヤル
0570-040-114
受付時間 8:30~17:15 月~金曜日（祝日、12/29~1/3を除く）
- 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業ホームページ
『川崎市トップページ』⇒『くらし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒
『高齢者・介護保険』⇒『介護保険制度』⇒『事業者入口』⇒
『介護予防・日常生活支援総合事業』
[http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-4-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-4-0-0-0-0.html)



川崎市
KAWASAKI CITY

現在位置: [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [福祉・介護](#) [高齢者・介護保険](#) [介護保険制度](#) [事業者入口](#)
介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

[業務実施マニュアル・請求事務の手引き](#)

[Q&A](#)

[市民向けリーフレット](#)

[説明会・通知](#)

[サービスコード表・単位数マスタ](#)

[総合事業取り下げ依頼](#)

[事業者指定手続き](#)

[川崎市総合事業事業者リスト](#)

[かわさき暮らしサポーター養成研修](#)

Q&A

Twitterへのリンクは別ウィンドウで開きます [ツイート](#) 2017

FAX質問票

[FAX質問票\(DOC形式, 49.50KB\)](#)
質問は必ずFAXでお願いいたします。

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A
よくある問い合わせ

- [0.表紙\(PDF形式, 24.80KB\)](#)
- [1.新たな対象者区分「事業対象者」関係【平成28年6月20日更新版】\(PDF形式, 72.42KB\)](#)
- [2.契約書・定款・運営規程関係\(サービス提供事業者\)【平成28年12月20日更新版】\(PDF形式, 44.59KB\)](#)
- [3.事業者指定手続き関係【平成29年5月31日更新版】\(PDF形式, 50.25KB\)](#)
- [4.介護予防ケアマネジメント事務関係【29年5月31日更新版】\(PDF形式, 133.18KB\)](#)
- [4-1.介護予防ケアマネジメントC関係【29年10月25日更新版】\(PDF形式, 89.87KB\)](#)
- [5.訪問型サービス関係【平成29年5月31日更新版】\(PDF形式, 107.07KB\)](#)
- [6.通所型サービス関係【平成29年10月3日更新版】\(PDF形式, 118.46KB\)](#)
- [7.その他事項【平成28年3月22日更新版】\(PDF形式, 40.84KB\)](#)